

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

建築指導課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

障害福祉課

○ 保安林の指定予定

治山課

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定

会計課

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

〃

【公告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第五十五号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項中「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

有限会社あしだ薬局高野店

津山市高野本郷一二五八一九

令和元年十月一日

◎岡山県告示第四百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

備前市訪問看護ステーション

備前市伊部二二三一

訪問看護（腎臓）

令和元年十月一日

令和元年10月15日 岡山県公報 第12135号

◎岡山県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市押淵字九十歩九五から九七まで、字清水前一六〇、一六一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十一号

岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により、令和元年十月四日付けで、次のとおり岡山県収入証紙売りさばき人を指定した。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	津山市野介代一四七二一 四八
売 り さ ば き 場 所	名称及び代表者 の氏名	本郷 信之
○	岡山市南区福富中一丁目二一 二二	

令和元年10月15日 岡山県公報 第12135号

◎岡山県告示第四百五十二号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、令和元年十月三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所 在 地 広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一	売 り さ ば き 人 名称及び代表者の氏名 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治	変更後の売りさばき場所 岡山市北区内山下二一四一六 岡山市北区日応寺一二七七 岡山市北区高塚一四七一一 岡山市北区幸町三一〇 津山市宮尾五六一一一 高梁市津川町今津八二二一二
--	---	---

令和元年10月15日 岡山県公報 第12135号

〔四〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和元年十月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称	
那岐池土地改良区	

二 退任及び就任役員			
退任役員	就任役員		
氏名	氏名		
住所	住所		
久永 茂	芦田 元	勝田郡奈義町滝本一四九四―一	理事
栗井 忠義	杉本 文夫	〃	監事
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃